産業廃棄物処理委託
（新山科浄水場）

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適用	■適用外

1　総則

(1) 疑義

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア　作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用

イ　各種の試験及び検査に必要な費用

ウ　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償

エ　官公署などに対する届出などの手続に必要な費用

オ　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへ届出などを必要とするものについて代行すること。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア　受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ　その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 就業時間

就業時間は、本市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（午後 0 時から午後 1 時までを除く） とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けること。

２　作業概要

本作業は、京都市上下水道局水道部新山科浄水場（以下「発注者」という。）内で発生した産業廃棄物（混合廃棄物）を適正に処分するものである。

なお、混合廃棄物とは、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずである。

３　発生場所

京都市山科区勧修寺丸山町１番地　新山科浄水場

４　完成期限

令和９年３月２９日とする。

５　契約方法

本契約は、単価契約とする。

６　予定数量

なお、実際の数量については増減することがある。

混合廃棄物　２４．０㎥

７　作業内容

（1）搬入方法

新山科浄水場から排出される産業廃棄物（混合廃棄物）の搬入については、発注者が別途契約する収集運搬業者が行う。

（2）数量の決定方法

収集した産業廃棄物（混合廃棄物）の量を目視で判断し、受注者と協議後に数量を決定すること。

（3）処理方法

収集した産業廃棄物（混合廃棄物）の上記(2)量を産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより適正に処理すること。

８　提出書類

（1）作業着手前

産業廃棄物処分許可証の写し	1 部

（2）作業完了後

ア　産業廃棄物（混合廃棄物）処分集計表	1 部
イ　完成通知書	3 部
ウ　請求書（当局会計規定第 12 条関係）	1 部
エ　その他発注者から指示したもの	一式

9　その他

（1）受注者は、本作業を第三者に再委託してはならない。

（2）適正処理に必要な情報

ア　性状及び荷姿について

運搬する産業廃棄物（混合廃棄物）は、固形でダンプトラックの荷台に山積みできる。

イ　性状変化について

性状変化なし

ウ　他の産業廃棄物との混合等に生じる支障について

支障なし。

エ　情報提供に関する事項に変更等が生じた場合について

作業打合書を作成し、発注者と受注者の双方で確認する。

オ　処分終了時の排出事業者への報告について

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより行う。

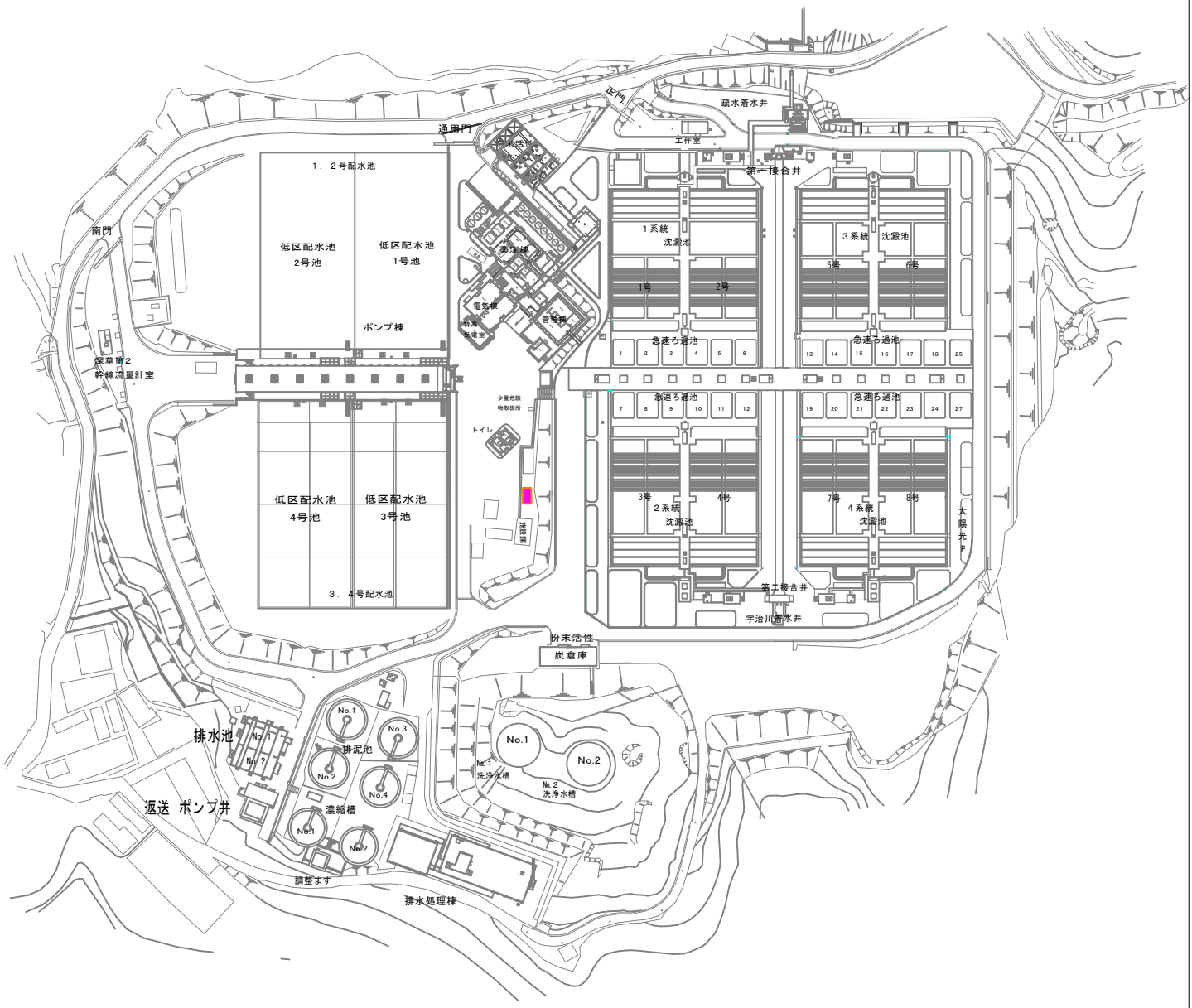
カ　契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項について

受注者は、何らかの理由により契約を解除された場合でも、その廃棄物に対する本契約に基づく責任を免れられないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえで許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

キ　契約期間外の処分について

受注者は、委託契約書に基づき契約期間が終了した後であっても、契約終了時点において、マニフェストを発行済みの廃棄物に関しては、処分を完了させなければならない。

新山浄水場　作業箇所　平面図



凡例

産業廃棄物（混合廃棄物）集積箇所